

国勢調査施行規則等の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の趣旨

平成 27 年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、内閣府統計委員会の諮問第 68 号の答申「国勢調査の変更について」（平成 26 年 10 月 20 日）を踏まえ、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号。以下「令」という。）の改正に伴い、国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）等の改正を行う。

2 改正の内容

（1）国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）の改正

① 調査関係書類に係る改正（第 2 条）

今回の令の改正により調査関係書類に関する規定が整備されたことに伴い、調査関係書類が調査世帯一覧、調査単位一覧及び調査区要図であること並びにこれらの様式を総務大臣が定めることに係る規定を新設する。

② 国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の様式の改正（別記様式第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号）

本様式は、国勢調査指導員及び国勢調査員並びに委託管理団体はその身分を証するための書類の様式について定めるものである。今回、委託管理団体が調査を行うことが可能となることに伴い、委託管理団体証の様式を追加する。

③ 調査票の様式の改正（別記様式第 4 号）

本様式は、国勢調査に用いる調査票の様式について定めるものである。今回、調査項目に「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を追加し、「住宅の床面積」を削除すること等に伴う改正を行う。

④ 調査を行う期間等の改正（第 5 条及び第 6 条）

本規定は、未調査等の場合における届出の期限及び調査の期限について定めるものである。今回、調査方法の変更に伴い、これらの期限をそれぞれ調査年の 10 月 21 日及び同月 22 日に変更する。

⑤ オンライン調査に係る措置の改正（第 7 条、第 8 条及び第 9 条）

今回の令の改正により、オンライン調査の実施が可能になったことに伴い、オンラインで提出された調査事項に係る情報の審査に必要な措置についての規定を新設する。

⑥ 先行集計事項情報に係る措置の改正（第 10 条、第 11 条及び第 12 条）

人口速報集計を公表するための先行集計事項情報について、その審査、集計等に必要な措置を規定し、先行集計事項情報の内容を世帯の種類及び調査票の枚数と規定する。

⑦ 国勢調査員事務の委託に係る改正（第 13 条）

今回の令の改正において国勢調査員の事務を委託管理団体に委託できるよう規定することに伴い、社会福祉施設に類する施設を有料老人ホームと定める規定を新設する。

⑧ その他所要の改正

今回の令の改正に合わせて、文言を整備するなど所要の改正を行う。

(2) 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）の改正

令の改正内容に合わせて、所要の改正を行う。

(3) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）の改正

従来、令第 10 条第 3 項（調査に係る報告）及び第 12 条（調査票等の提出等）が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用対象とされていたところ。今回、オンライン調査について、令で措置することに伴い、本適用対象から同令を削除する。

3 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成 27 年 8 月上旬

施行日：公布の日